

魚津市告示第79号

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年魚津市告示第22号）において使用する用語の例による。

(事業の実施)

第3条 市長は、地域における高齢者の自発的な介護予防活動を推進するとともにそれを通じた交流機会の充実を図り、もって高齢者の生きがいつくりに資するため、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第2項第2号ウに規定する通所型サービスB及び同条第3項第3号に規定する地域介護予防活動支援事業として、地域住民が主体となって活動する団体が行う高齢者の生きがいつくりに資する介護予防活動を支援するために、予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象団体)

第4条 前条の地域住民が主体となる団体とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の各地域振興会
- (2) 魚津市老人クラブ連合会
- (3) 通所型サービスBを実施する団体

(対象となる活動)

第5条 第3条の高齢者の生きがいつくりに資する介護予防活動とは、地域における交流機会の場において活動するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 運動機能の維持・向上に資する活動
  - (2) 認知機能の維持・低下予防に資する活動
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の生きがいに資する介護予防活動として市長が適当と認めるもの
- (交付対象経費等)

第6条 補助金の交付対象経費、補助金の額及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 第4条に規定する団体が補助金の交付を受けようとするときは、魚津市高齢者の生きがいづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に活動計画書及び収支予算書を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上補助金の交付の可否を決定し、魚津市高齢者の生きがいづくり事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請に係る申請団体に通知する。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、同項の交付決定を受けた活動内容等を変更し、又は活動を中止しようとするときは、あらかじめ、魚津市高齢者の生きがいづくり事業補助金変更(中止)申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は中止の可否を決定し、魚津市高齢者の生きがいづくり事業補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により、当該交付団体に通知する。

(実績報告)

第9条 交付団体は、補助金の交付決定に係る事業が終了したときは、完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市高齢者の生きがいづくり事業補助金実績報告書(様式第5号)に事業実績書及び収支計算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、魚津市高齢者の生きがいづくり事業補助金の額の確定通知書(様式第6号)により、当該交付団体に通知する。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による額の確定を受けた交付団体は、速やかに魚津市高齢者の生きがいづくり事業補助金請求書(様式第7号)により、市長に補

助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、魚津市高齢者の生きがづくり事業補助金交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。
- 3 交付団体は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、魚津市高齢者の生きがづくり事業補助金請求書により、市長に請求しなければならない。
- 4 前項の規定により補助金の概算払を受けた交付団体は、第9条の規定による実績報告に合わせて、魚津市高齢者の生きがづくり事業補助金概算払精算書（様式第8号）により精算しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - （2） 補助金を他の用途に使用し、又は補助金により取得した機器類を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
  - （3） 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、魚津市高齢者の生きがづくり事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該交付団体に通知する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和7年3月31日限りその効力を失う。
- 3 第11条第1項の規定による補助金の請求、同条第4項の規定による補助金の概算払の精算、第12条第1項の規定による補助金の交付決定の取消し等及び同条第2項の規定による補助金の交付決定の取消通知に係る各規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

対象経費区分	対象経費内訳	補助金の額及び補助金の限度額
報償費	講師謝金	交付対象経費の全額とする。ただし、20万円を上限とする。
使用料及び賃借料	会場借上料又は機器・器具賃借料（機器・器具を購入する場合の単価が10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものに限る。）	
備品購入費	機器・器具購入費（単価が10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものに限る。）	
その他	その他高齢者の生きがいをづくりに資する介護予防活動を行うために市長が必要と認めた経費	

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地  
団体名  
代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付申請書

魚津市高齢者の生きがいつくり事業の交付について、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 活動計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他参考資料

様式第2号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付（不交付）  
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金について、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付の可否

交付します。

交付しません。

2 交付決定額

円

年 月 日

魚津市長



様式第3号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地  
団体名  
代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更（中止）を行う理由

関係書類

- 1 活動計画書（変更した部分分かるもの）
- 2 収支予算書（変更した部分分かるもの）
- 3 その他参考資料

様式第4号（第8条関係）  
魚津市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金変更（中止）承認  
（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金変更（中止）申請について、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 変更（中止）の可否

変更（中止）を認めます。

変更（中止）を認めません。

2 変更決定額

円

年 月 日

魚津市長



様式第5号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地  
団体名  
代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金にかかる事業について、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）  
魚津市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金については、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱第10条の規定により交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長



様式第7号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金請求書

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知のあった魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 今回請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金振込先

金融機関名	
口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地  
団体名  
代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金概算払精算書

概算払を受けた魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金について、下記のとおり精算します。

記

1	概算払額	金	円
2	交付確定額	金	円
3	戻入（返納）額（1－2）	金	円
	又は		
	追加交付額（2－1）	金	円

様式第9号（第12条関係）

魚津市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名

魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した補助金について、魚津市高齢者の生きがいつくり事業補助金交付要綱第12条の規定により、決定の取消しを行いましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



決定取消の理由